

市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和七年三月二十八日

秋田県教育委員会教育長 安田 浩幸

秋田県教育委員会規則第七号

市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の通勤手当に関する規則（昭和三十三年秋田県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（届出） 第三条 職員は、新たに条例第十六条第一項の職員たる要件を具備するに至つた場合及び同項の職員が次の各号の一に該当する場合には、教育委員会が定める様式の通勤届により、その通勤の実情を速やかに教育委員会又はその権限に属する事務を委任された者（以下「教育委員会等」という。）に届出なければならない。 一・二 略 （確認及び決定） 第四条 教育委員会等は、職員から前条の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の提示を求める等の方法により確認し、その者が条例第十六条第一項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。 2 教育委員会等は、前項の規定により通勤手当の額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を教育委員会が定める様式の通勤手当認定簿に記載するものとする。 （普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準）	（届出） 第三条 職員は、新たに条例第十六条第一項の職員たる要件を具備するに至つた場合及び同項の職員が次の各号の一に該当する場合には、教育委員会が定める様式の通勤届により、その通勤の実情を速やかに教育委員会（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）に届出なければならない。 一・二 略 （確認及び決定） 第四条 教育委員会は、職員から前条の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の提示を求める等の方法により確認し、その者が条例第十六条第一項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。 2 教育委員会は、前項の規定により通勤手当の額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を教育委員会が定める様式の通勤手当認定簿に記載するものとする。 （普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準）

第六条 普通交通機関等（条例第十六条第三項に規定する特別急行列車等（以下「特別急行列車等」という。）以外の交通機関等をいう。以下同じ。）に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。

第八条 条例第十六条第二項第一号に規定する運賃等相当額（次項及び第八条の四第二号において「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

一 略

（一）（二）に掲げる場合以外の場合 通用期間を支給単位期間（条例第十六条第七項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）と同じくする定期券の価額

（二）略

二・三 略

2 略

（併用者の区分及び支給額）

第八条の四 条例第十六条第二項第三号に規定する同条第一項第三号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第二項第三号に規定する通勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 条例第十六条第一項第三号に掲げる職員（普通交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、その利用する普通交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち、自動車等の使用距離が片道二キロメートル以上である職員及び自動車等の使用距離が片道二キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく

第六条 普通交通機関等（特別急行列車等以外の交通機関等をいう。以下同じ。）に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。

第八条 条例第十六条第二項第一号に規定する運賃等相当額（以下「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

一 略

（一）（二）に掲げる場合以外の場合 通用期間を支給単位期間（条例第十六条第六項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）と同じくする定期券の価額

（二）略

二・三 略

2 略

（併用者の区分及び支給額）

第八条の四 条例第十六条第二項第三号に規定する同条第一項第三号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第二項第三号に規定する通勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 条例第十六条第一項第三号に掲げる職員（普通交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、その利用する普通交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち、自動車等の使用距離が片道二キロメートル以上である職員及び自動車等の使用距離が片道二キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく

困難である職員 同条第二項第一号及び第二号に定める額

二 条例第十六条第一項第三号に掲げる職員のうち、運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（普通交通機関等が二以上ある場合においては、その合計額。次号及び第十三条第三項において「一箇月当たりの運賃等相当額等」という。）が条例第十六条第二項第二号に定める額以上である職員（前号に掲げる職員を除く。） 同項第一号に定める額
三 略

（通勤が困難である職員）

第十条 条例第十六条第三項の規則で定める職員は、特別急行列車等

を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が四十キロメートル以上若しくは通勤時間が六十分以上である職員（特別急行列車等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）又は交通事情等に照らして通勤が困難であると教育委員会が認める職員とする。

第十一条 削除

（特別急行列車等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の

困難である職員 同条第二項第一号及び第二号に定める額（同項第一号に規定する一箇月当たりの運賃等相当額（以下「一箇月当たりの運賃等相当額」という。）及び同項第二号に定める額の合計額が五万五千円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、五万五千円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

二 条例第十六条第一項第三号に掲げる職員のうち、一箇月当たりの運賃等相当額（二以上の普通交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下「一箇月当たりの運賃等相当額等」という。）が同条第二項第二号に定める額以上である職員（前号に掲げる職員を除く。） 同項第一号に定める額
三 略

（通勤が困難である職員）

第十条 条例第十六条第三項の規則で定める職員は、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「特別急行列車等」という。）を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が四十キロメートル以上若しくは通勤時間が六十分以上である職員

又は交通事情等に照らして通勤が困難であると教育委員会が認める職員とする。

（特別急行列車等の利用の基準）

第十一条 条例第十六条第三項の規則で定める基準は、特別急行列車等の利用により通勤時間が三十分以上短縮されること又はその利用により得られる通勤事情の改善がこれに相当すると教育委員会が認めるものであることとする。

（特別急行列車等

に係る通勤手当の額の

算出の基準)

第十二条 特別急行列車等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額は、運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる特別急行列車等を利用する場合における通勤の経路及び方法により算出するものとする。

2 第七条の規定は、特別急行列車等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出について準用する。

3・4 略

(支給日等)

第十三条 条例第十六条第五項の規則で定める日は、市町村立学校職員の給与等に関する規則（昭和三十二年秋田県教育委員会規則第十三号。）第四十六条に規定する給料の支給日（以下この項及び次項において「支給日」という。）とする。ただし、支給日までに第三条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後の日とすることができる。

2 支給単位期間（次項に規定する 通勤手当に係るものを除く。）又は同項 に定める期間（第十五条第二項第二号及び第十八条において「支給単位期間等」という。）に係る通勤手当の支給日前において離職（職員が離職の日又はその翌日（当該翌日が秋田県の休日と定める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日に当たるときは、当該翌日後において最も近い県の休日でない日を含む。）に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。）をし、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。

3 条例第十六条第五項の規則で定める通勤手当は、一箇月当たり の運賃等相当額等（第八条の四第三号に掲げる職員に係るものを除く。）、条例第十六条第二項第二号に定める額（第八条の四第二号に掲げる職員に係るものを除く。）及び特別料金等相当額を

算出の基準)

第十二条 特別急行列車等 に係る通勤手当の額は、運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる特別急行列車等を利用する場合における通勤の経路及び方法により算出するものとする。

2 第七条の規定は、特別急行列車等 に係る通勤手当の額の算出について準用する。

3・4 略

(支給日等)

第十三条 条例第十六条第四項の規則で定める日は、市町村立学校職員の給与等に関する規則（昭和三十二年秋田県教育委員会規則第十三号。）第四十六条に規定する給料の支給日（以下「支給日」という。）とする。ただし、支給日までに第三条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後の日とすることができる。

2 支給単位期間（次項各号に掲げる通勤手当に係るものを除く。）又は当該各号に定める期間（以下「支給単位期間等」という。）に係る通勤手当の支給日前において離職し、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。

3 条例第十六条第四項の規則で定める通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当

その支給単位期間の月数で除して得た額（特別急行列車等が二以上ある場合においては、その合計額）の合計額（第十五条第二項において「一箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が十五万円を超えるときにおける通勤手当とし、条例第十六条第五項の規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

（返納の事由、額等）

第十五条 条例第十六条第六項の規則で定める事由は、通勤手当（一箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

一 四 略

2 条例第十六条第六項

の規

とし、同項

の規則で定める期間は、当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一 職員が二以上の普通交通機関等を利用するものとして条例第十六条第二項第一号に定める額の通勤手当を支給される場合（次号に該当する場合を除く。）において、一箇月当たりの運賃等相当額等が五万五千円を超えるときにおける当該通勤手当
その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

二 職員が条例第十六条第二項第一号及び第二号に定める額の通勤手当を支給される場合において、一箇月当たりの運賃等相当額及び同号に定める額の合計額が五万五千円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

三 職員が二以上の特別急行列車等を利用するものとして特別急行列車等に係る通勤手当を支給される場合において、条例第十六条第三項第一号に規定する一箇月当たりの特別料金等相当額（以下「一箇月当たりの特別料金等相当額」という。）の合計額が四万円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

（返納の事由、額等）

第十五条 条例第十六条第五項の規則で定める事由は、通勤手当（一箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

一 四 略

2 普通交通機関等に係る通勤手当に係る条例第十六条第五項の規

則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 一箇月当たりの通勤手当算出基礎額が十五万円

以下であつた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(一) に掲げる場合以外の場合 前項第二号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る普通交通機関等又は特別急行列車等（同号の規定による改定後に一箇月当たりの通勤手当算出基礎額が十五万円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等及び特別急行列車等）、同項第一号、第三号又は第四号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する全ての普通交通機関等及び特別急行列車等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等及び特別料金等の払戻しを、教育委員会の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

(二) 略

二 一箇月当たりの通勤手当算出基礎額が十五万円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(一) に掲げる場合以外の場合 十五万円 に事由発生月の翌月から支給単位期間等に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等及び特別急行列車等についての払戻金相当額の合計額並びに教育委員会の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、零）

則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 一箇月当たりの運賃等相当額等（第八条の四第一号に掲げる職員にあつては、一箇月当たりの運賃等相当額及び条例第十二条第二項第二号に定める額の合計額。以下同じ。）が五万五千円以下であつた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(一) に掲げる場合以外の場合 前項第二号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る普通交通機関等（同号の規定による改定後に一箇月当たりの運賃等相当額等が五万五千円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等）、同項第一号、第三号又は第四号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する全ての普通交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

(二) 略

二 一箇月当たりの運賃等相当額等 が五万五千円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(一) 及び(二) に掲げる場合以外の場合 五万五千円に事由発生月の翌月から支給単位期間等に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等についての払戻金相当額 のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、零）

(二) 第十三条第三項第一号又は第二号に掲げる通勤手当を支給

(二)
略

されている場合(三)に掲げる場合を除く。) 五万五千円に事由発生月の翌月から同項第一号若しくは第二号に定める期間に係る最後の月までの月数に乗じて得た額又はその者の利用する全ての普通交通機関等についての払戻金相当額及び教育委員会の定める額の合計額のいずれか低い額(事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあつては、零)

(三)
略

3 特別急行列車等に係る通勤手当に係る条例第十六条第五項の規定で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 一箇月当たりの特別料金等相当額(二以上の特別急行列車等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下「一箇月当たりの特別料金等相当額等」という。)が四万円以下であつた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(一) (二)に掲げる場合以外の場合 第一項第二号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る特別急行列車等(同号の規定による改定後に一箇月当たりの特別料金等相当額等が四万円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての特別急行列車等)、同項第一号、第三号又は第四号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する全ての特別急行列車等につき、使用されるべき通用期間の定期券の特別料金等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額に相当する額(次号において「払戻金相当額」という。)

(二) 使用している定期券に通用期間が六箇月を超えるものがある場合 教育委員会の定める額

二 一箇月当たりの特別料金等相当額等が四万円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(一) (二)及び(三)に掲げる場合以外の場合 四万円に事由発生月の

3 | 条例第十六条第六項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合には、教育委員会の定めるところにより、事由発生月の翌月以降に支給される給与から当該額を差し引くことができる。

(支給単位期間)

第十六条 条例第十六条第七項に規定する規則で定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等又は特別急行列車等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- 一 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は特別急行列車等 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間
- (一) に掲げる場合以外の場合 普通交通機関等又は特別急行列車等における定期券の通用期間のうちそれぞれ最も長いものに相当する期間。ただし、特別急行列車等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当を支給されている場合であつて、普通交通機関等に係る定期券及び特別急行列車等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関

4 | 翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は第一項各号に掲げる事由に係る特別急行列車等についての払戻金相当額のいずれか低い額(事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、零)

(二) 第十三条第三項第三号に掲げる通勤手当を支給されている場合(三)に掲げる場合を除く。 四万円に事由発生月の翌月から同号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用する全ての特別急行列車等についての払戻金相当額及び教育委員会の定める額の合計額のいずれか低い額(事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあつては、零)

(三) 前号(二)に掲げる場合 教育委員会の定める額

条例第十六条第五項の規定により職員に前二項に定める額を返納させる場合には、事由発生月の翌月以降に支給される給与から当該額を差し引くことができる。

(支給単位期間)

第十六条 条例第十六条第六項に規定する規則で定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等又は特別急行列車等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- 一 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は特別急行列車等 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間
- (一) に掲げる場合以外の場合 普通交通機関等又は特別急行列車等における定期券の通用期間のうちそれぞれ最も長いものに相当する期間。ただし、特別急行列車等に係る通勤手当を支給されている場合であつて、普通交通機関等に係る定期券及び特別急行列車等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関

等にあつては、当該特別急行列車等の利用に係る特別料金等に に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間 (二) 略 2 略 (事後の確認) 第十九条 教育委員会等は、現に通勤手当の支給を受けている職員について、その者が条例第十六条第一項の職員たる要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを当該職員に 定期券等の提示を求める 法により、随時、確認するものとする。	等にあつては、当該特別急行列車等 に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間 (二) 略 2 略 (事後の確認) 第十九条 教育委員会 は、現に通勤手当の支給を受けている職員について、その者が条例第十六条第一項の職員たる要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを当該職員に 定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を实地に調査する等の方 法により、随時、確認するものとする。
---	---

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

(施行日前から引き続き支給されている通勤手当に関する経過措置)

2 この規則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前から引き続き職員（市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（令和七年秋田県条例第三十四号）第一条の規定による改正前の市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第五十九号。以下この項において「改正前の条例」という。）第十六条第二項第一号に規定する一箇月当たりの運賃等相当額（この規則による改正前の市町村立学校職員の通勤手当に関する規則（以下この項において「改正前の規則」という。）第八条の四第三号に掲げる職員に係るものを除き、二以上の普通交通機関等（改正前の規則第六条に規定する普通交通機関等をいう。第一号において同じ。）を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下この項及び次項において「改正前の一箇月当たりの運賃等相当額」という。）、改正前の条例第十六条第二号に規定する額（改正前の規則第八条の四第二号に掲げる職員に係るものを除く。第一号において「改正前の自動車等の利用に係る額」という。）及び改正前の条例第十六条第三項第一号に規定する特別料金等の額をその支給単位期間（同条第六項に規定する支給単位期間をいう。次項において同じ。）の月数で除して得た額（二以上の特別急行列車等（同条第三項に規定する特別急行列車等をいう。）を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。第二号及び次項第二号において「改正前の一箇月当たりの特別料金等相当額」という。）の合計額が十五万円を超えている職員を除く。）に支給されている通勤手当のうち次の各号に掲げるもの（施行日の前日及び施行日を含む支給単位期間等（改正前の規則第十三条第二項に規定する支給単位期間等をいう。）に係るものに限る。）については、なお従前の例による。

一 普通交通機関等及び改正前の条例第十六条第一項第二号に規定する自動車等に係る通勤手当（改正前の一箇月当たりの運賃等相当額及び改正前の自動車等の利用に係る額の合計額が五万五千円を超える場合のものに限る。）

二 改正前の条例第十六条第三項第一号に規定する特別急行列車等に係る通勤手当（改正前の一箇月当たりの特別料金等相当額が四万円を超える場合のものに限る。）

3

前項の規定によりなお従前の例によることとされた通勤手当を支給されている職員には、当該通勤手当が支給されている間、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、各月における当該各号に定める額（一円未満の端数がある場合にあつてはその端数を切り捨てた額とし、当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合にあつては当該各号に定める額の合計額とする。）を、支給単位期間を一箇月とする通勤手当として支給する。

一 前項第一号に掲げる通勤手当を支給されている場合 改正前の一箇月当たりの運賃等相当額及び改正前の自動車等の利用に係る額の合計額から五万五千円を減じて得た額

二 前項第二号に掲げる通勤手当を支給されている場合 改正前の一箇月当たりの特別料金等相当額から四万円を減じて得た額
令和七年三月二十七日提出